❷ 支給額（老齢基礎年金はいくらもらえるか？）

老齢基礎年金の支給額

★★★★★ check □□□□□

支給額は、問31以降の事例問題でよく出題されます。毛嫌いされる方が多いですが、理屈を理解すれば確実に解けるので得点源になります。

納付された保険料等の額が多ければ多いほど、支給額も多くなるということを全体の前置きで確認しましたが、これをより具体的に言うと、以下のようになります。

① 20歳から60歳までの**480ヵ月**がすべて保険料納付済期間であれば、**満額の780,900円**（令和３年度価格）が支給され、その状況から離れた度合いに応じて減額される
（未納期間や保険料免除期間や合算対象期間が長くなればなるほど、減額幅が大きくなる）

② 保険料納付済期間と保険料免除期間は年金額に反映されるが、それら期間については一律に、$\frac{1}{2}$が国庫負担（詳細は後述）されている

これらの考え方に基づき、老齢基礎年金の額は、以下の数式により算出されます。

▽ 老齢基礎年金の額（暫定版）

$$780{,}900\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数} + \text{保険料4分の1免除期間の月数} \times \frac{7}{8} + \text{保険料半額免除期間の月数} \times \frac{3}{4} + \text{保険料4分の3免除期間の月数} \times \frac{5}{8} + \text{保険料全額免除期間の月数} \times \frac{1}{2}}{480\text{ヵ月}}$$

老齢基礎年金の国庫負担

特に、**国庫負担**についての理解が重要です。「老齢基礎年金の額（暫定版）」の数式の一番右をご覧ください。保険料全額免除期間についても、$\frac{1}{2}$が年金額に反映されます。たとえば、20歳から60歳までずっと保険料の全額免除を受けていた場合であっても、満額の半額の老齢基礎年金を受け取ることが可能になるのです。全額免除ということは、保険料を１円も納めていないということです。にもかかわらず半額を受け取れるのは、国庫負担があるからです。この国庫負担は、年金額に反映される被保険者期間につき、「保険料納付済期間に係る年金の給付に要する費用相当額の$\frac{1}{2}$を負担する」という形で行われています。要するに、**納めた保険料の額に関わらず、平等に同額を国庫から支出します**ということです。図表化すると以下のようになります。

▽ 国庫負担のイメージ（平成21年４月以後）

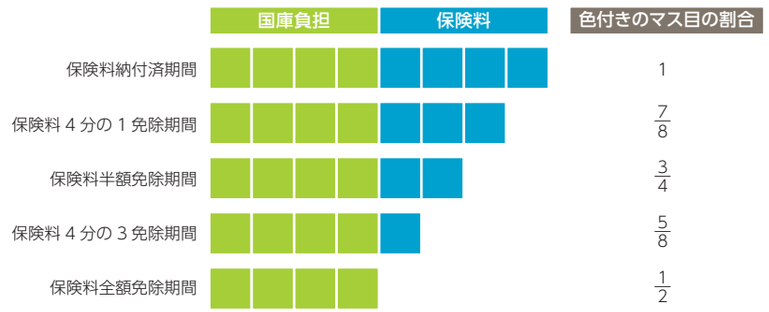

国庫負担がどの期間についても平等に行われていることが分かります。一方で、保険料部分は、免除の度合いに応じて、給付に反映される額が異なります。上記の表の色付きのマスの割合が、数式の中の各期間にかけられている数値と完全に対応しています。

ただし、今まで述べてきた割合で国庫負担が行われるようになったのは、**平成21年４月**以後です。平成21年３月以前は、「保険料納付済期間に係る年金の給付に要する費用相当額の$\frac{1}{3}$を負担する」という形で国庫負担が行われていました。図表化すると次のようになります。

次ページへつづく ⇨

notes

notes

▽国庫負担のイメージ（平成21年3月以前）

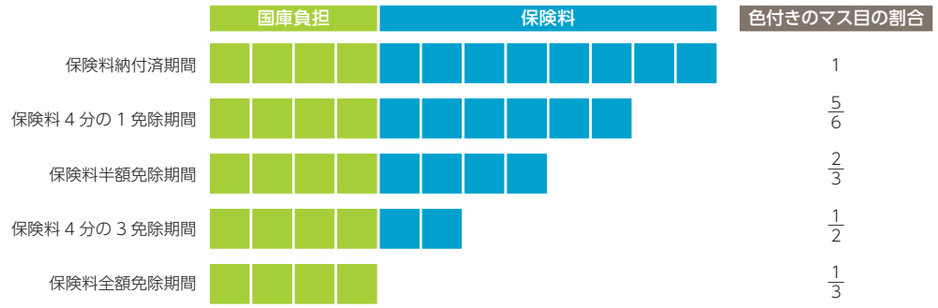

したがって、老齢基礎年金の年金額の計算式は、厳密には以下のように表記されます。

▽老齢基礎年金の額（確定版）

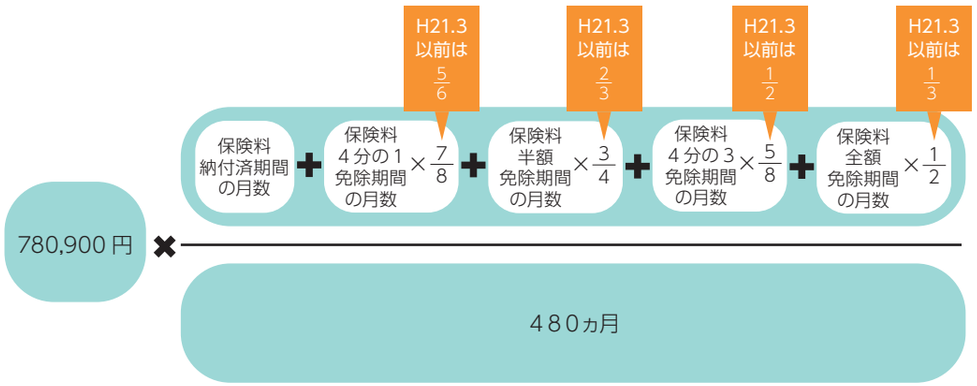

学生納付特例期間と納付猶予期間に対する国庫負担

学生納付特例期間と納付猶予期間に対しては、国庫負担が全く行われません。そのため、保険料を追納しない限り、年金額には一切反映されません。なお、追納がなくても、受給資格期間には算入されます。

notes

ケーススタディー

事　例：年金相談に、昭和29年４月15日生まれの64歳の武田さんが来ました。武田さんは現在働いておらず、国民年金に任意加入していません。武田さんの年金加入記録は以下のようになっています。

- 昭和49年４月～昭和51年３月…第１号被保険者期間（保険料未納）24ヵ月
- 昭和51年４月～昭和59年３月…第２号被保険者期間96ヵ月
- 昭和59年４月～平成20年３月…保険料４分の１免除期間288ヵ月
- 平成20年４月～平成26年３月…保険料半額免除期間72ヵ月

問題１：武田さんが65歳に達したときに、老齢基礎年金の受給権が発生しますか？

正解１：昭和51年４月には、武田さんは既に20歳に達しています。したがって、第２号被保険者期間はそのまま保険料納付済期間となり、保険料納付済期間は96ヵ月となります。また、保険料免除期間は、合計288ヵ月＋72ヵ月＝360ヵ月となります。そして、未納期間は受給資格期間に算入されません。

したがって、受給資格期間は、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、96ヵ月＋360ヵ月＝456ヵ月となります。したがって、65歳に達すると、老齢基礎年金の支給要件 (1) (2) (3) を全て満たすので、武田さんには**老齢基礎年金の受給権が発生します**。

問題２：武田さんに支給される老齢基礎年金の額（令和３年度価格）はいくらですか？

正解２：・保険料納付済期間が96ヵ月
・平成21年３月以前の保険料４分の１免除期間が288ヵ月
・平成20年４月から平成21年３月までの保険料半額免除期間が12ヵ月
・平成21年４月から平成26年３月までの保険料半額免除期間が60ヵ月
これを、老齢基礎年金の額（確定版）の数式に代入すると、
780,900円×（96ヵ月＋288ヵ月×$\frac{5}{6}$＋12ヵ月×$\frac{2}{3}$＋60ヵ月×$\frac{3}{4}$）/480
≒**632,854円**となります。

付加年金の額

付加保険料納付済期間を有する老齢基礎年金の受給権者には、

200円×付加保険料納付済期間の月数

によって算出される額の**付加年金**が上乗せされます。したがって、40年の保険料納付済期間を有する者がいて、その被保険者期間の全てが付加保険料納付済期間であった場合、満額の780,900円に付加年金96,000円（200円×480ヵ月）が上乗せされます。

❸ 振替加算（老齢基礎年金に上乗せはあるのか？）

振替加算の支給要件

老齢基礎年金は満額でも780,900円（令和３年度価格）しか支給されないのが原則ですが、例外的に、以下の要件を満たした受給権者に振替加算という加算があります。

整理番号	支給要件
①	大正15年４月２日から**昭和41年４月１日までの間**に生まれた
②	65歳に達した日において、**老齢厚生年金**または**障害厚生年金**の受給権者である配偶者によって生計を維持している
③	65歳に達した日の前日において、上記配偶者の年金の加給年金額の基礎になっていた（**加給年金額の対象者であった**）

振替加算のイメージ

まだ加給年金額の知識がない段階ですので、ここでは図でイメージのみをお伝えします。下記の図では、妻が受給権者本人で、夫が配偶者であるケースを想定しています。夫に上乗せされていた加給年金額が、妻の老齢基礎年金への加算部分へとまさに「振り替え」られています。加給年金額の説明を老齢厚生年金のところでいたしますので、振替加算についても詳しくはそちらで触れます。
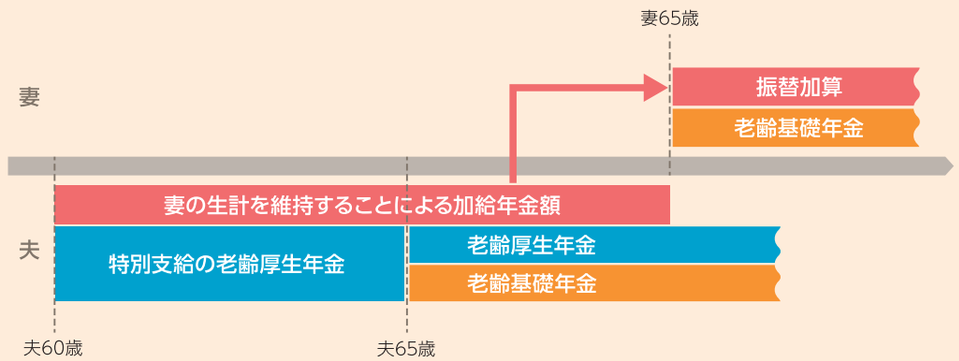
▼ **振り替え加算のイメージ**